この新たな文書について、適切な仕事の原則を誓約する政府、船舶所有者及び船員の間にできる限り広範に受け入れられることを確保するものとすべきであり、容易に更新することができるべきであり、並びに効果的に実施し、及び執行することができるべきであると決意し、

前記の会期の議事日程の唯一の議題であるこのような文書の実現のための提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約（引用に際しては、二千六年の海上の労働に関する条約と称することができる。）を二千六年二月二十三日に採択する。

一般的義務

第一条

1　この条約を批准する加盟国は、適切な雇用に関する全ての船員の権利を確保するため、第六条に定めるところによりこの条約の規定を完全に実施することを約束する。

2　加盟国は、この条約の効果的な実施及び執行を確保するために相互に協力する。

定義及び適用範囲

第二条

1　この条約の適用上、特定の規定において別段の定めがある場合を除くほか、

(a)　「権限のある機関」とは、関係する規定の対象となる事項に関して法的効力を有する規則、命令その他の指示を発し、及び執行する権限を有する閣僚、官庁その他機関をいう。

(b)　「海上労働遵守措置認定書」とは、第3.1.5.規則に規定する認定書をいう。

(c)　「総トン数」とは、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約附属書Ⅰに定めるトン数の測度に関する規則又はこれを承継する条約に従って計算される総トン数をいう。国際海事機関によって採択されたトン数の測度に関する暫定的な制度の対象となる船舶については、総トン数は、国際トン数証書（千九百六十九年）の備考欄に記載されるものをいう。

(d)　「海上労働証書」とは、第3.1.5.規則に規定する証書をいう。

(e)　「この条約上の義務」とは、この条約の本文並びに規則及び規範A部に定める義務をいう。

(f)　「船員」とは、職務のいかんを問わず、この条約が適用される船舶において雇用され、従業し、又は労働する者をいう。

(g)　「船員の雇用契約」には、雇用契約及び雇入契約の双方を含む。

(h)　「船員の募集及び職業紹介のための機関」とは、公的部門又は民間部門において、船舶所有者に代わって船員を募集すること又は船員を船舶所有者に紹介することに従事する個人又は会社、協会、機関その他の団体をいう。

(i)　「船舶」とは、船舶のうち、内陸水域又は外洋の影響から保護されている水域若しくは港湾規則の適用水域若しくはこれらの水域に近接する水域のみを航行する船舶以外のものをいう。

(j)　「船舶所有者」とは、船舶の所有者又は管理人、代理人、裸傭船者その他の当該所有者以外の団体若しくは個人であって、当該所有者から船舶の運航に係る責任を引き受け、かつ、その引受けに際して、この条約に従って船舶所有者に課される義務及び責任を引き継ぐことに同意したものをいう。この場合において、別の団体又は個人が船舶所有者の義務又は責任の一部を果たすか否かを問わない。

2　この条約は、別段の明文の規定がある場合を除くほか、全ての船員について適用する。

3　いずれの範疇の者をこの条約の適用上船員と認めるべきか否かの問題について疑義がある場合には、その問題については、加盟国の権限のある機関が当該問題に関係のある船舶所有者団体及び船員団体と協議した後決定する。

4　この条約は、別段の明文の規定がある場合を除くほか、通常、商業活動に従事する全ての船舶（公有のものであるか私有のものであるかを問わない。）であって、漁ろう又はこれに類する業務に従事する船舶及びダウ、ジャンクその他の伝統的構造の船舶以外のものについて適用する。この条約は、軍艦又は軍の補助艦については、適用しない。

5　この条約を一の船舶又は特定の範疇の船舶について適用するか否かの問題について疑義がある場合には、その問題については、加盟国の権限のある機関が関係のある船舶所有者団体及び船員団体と協議した後決定する。

6　権限のある機関が一の船舶又は特定の範疇の船舶であって加盟国を旗国とするものについて第六条1に規定する規範の特定の細目を適用することが現時点では合理的でない又は実行可能でないと決定した場合には、当該規範の関連する規定は、その対象である事項が国内法令、団体交渉の合意又は他の措置により別途取り扱われる限りにおいて適用しない。その決定は、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した上でのみ、かつ、国際航行に従事しない総トン数二百トン未満の船舶についてのみ行うことができる。

7　3、5又は6の規定に基づく加盟国による決定は、国際労働事務局長に通報するものとし、同事務局長は、国際労働機関の加盟国に通報する。

8　別段の明文の規定がない限り、「この条約」というときは、規則及び規範を含めていうものとする。

基本的な権利及び原則

第三条

加盟国は、自国の法令の規定が、この条約との関係において、次に掲げるものについての基本的な権利を尊重することを確認する。

(a)　結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認

(b)　あらゆる形態の強制労働の撤廃

(c)　児童労働の実効的な廃止

(d)　雇用及び職業についての差別の撤廃

船員の雇用についての権利及び社会的権利

第四条

1　全ての船員は、安全基準に適合する安全な職場についての権利を有する。

2　全ての船員は、公正な雇用条件についての権利を有する。

3　全ての船員は、船舶における適切な労働条件及び生活条件についての権利を有する。

4　全ての船員は、健康の保護、医療、厚生に係る措置その他の形態の社会的な保護についての権利を有する。

5　加盟国は、自国の管轄権の範囲内で、1から4までに規定する船員の雇用についての権利及び社会的権利がこの条約上の義務に従って完全に実現されることを確保する。その実現は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、国内法令、適用可能な団体交渉の合意又は他の措置若しくは慣行を通じて達成することができる。

実施及び執行の責任

第五条

1　加盟国は、自国の管轄の下にある船舶及び船員について、この条約に基づく約束を履行するために制定した法令その他の措置を実施し、及び執行する。

2　加盟国は、この条約上の義務の遵守を確保するための制度（定期的な検査、報告、監視及び適用される法令に基づく法的手続を含む。）を構築することにより、自国を旗国とする船舶に対し有効に管轄権を行使し、及び有効に規制を行う。

3　加盟国は、自国を旗国とする船舶がこの条約によって要求される海上労働証書及び海上労働遵守措置認定書を備えることを確保する。

4　この条約の適用を受ける船舶は、旗国以外の加盟国の港にある場合には、国際法に従い、当該船舶がこの条約上の義務を遵守しているか否かを決定するため、当該加盟国による検査を受けることがある。